

## 岩倉桜まつりお祭り広場ステージ出演要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、岩倉桜まつりの岩倉市下本町お祭り広場内ステージ（以下「ステージ」という。）の出演に関して必要な事項を定めるものとする。

### (申込み要件)

第2 ステージにて出演を希望する団体（以下「出演者」という。）は、岩倉市内に活動拠点が有り、かつ2名以上で構成され、日頃の活動成果を広くステージで発表することを目的とした団体に限る。

なお、ステージでの発表は、団体の発表に限る。

### (出演時間)

第3 出演時間は、次のとおりとする。

原則、午前10時から午後4時までとし、出演者の出演時間はステージの準備・片付けを含め30分とする。但し、利用可能な時間については岩倉桜まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）にて使用制限を行なう場合もある。

### (出演者募集の周知方法等)

第4 出演者募集の周知については、「広報いわくら」に掲載し、出演者は実行委員会へ岩倉桜まつりステージ申込書を指定期日までに提出しなければならない。

### (出演者決定方法)

第5 出演者決定については、催事内容を考慮し選考を行った後、応募多数の場合は抽選会を行う。ただし、申込み枠に空きが生じた時は、抽選に漏れた出演者のうち再度希望する団体にて抽選を実施する。

### (桜まつり協賛金)

第6 出演者は、実行委員会が指定する日までに桜まつり協賛金を支払うものとする。

なお、桜まつり協賛金は、1団体あたり5千円とする。

### (遵守事項)

第7 出演者は、実行委員会がステージに設置する器材・設備以外に、必要とするものがある時は、出演者で準備し、搬入・搬出については、実行委員会の指示に従わなければならない。

### (免責)

第8 出演に際し、出演者の所有する器材・設備等の破損及び盗難について、実行委員会は、一切の責任を負わないものとする。

### (雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要事項は実行委員会が別に定める。